

## 5. 助産師教育<sup>\*1</sup>

平澤 美恵子<sup>\*2</sup>

一般社団法人全国助産師教育協議会（以下、全助協と略す）は、2010年現在124の助産師教育を行う機関校で構成されている団体である。以下に、全助協の教育内容や制度の検討経緯と助産師教育の発展に向けての在り様を記述する。

### 1. 全国助産師教育協議会による助産師教育制度と内容の検討

全助協は1965年に全国助産師学校長と教務主任を構成員として発足した団体である。目的は、「全国の助産師教育の向上と発展を図り、母子及びその家族の保健・医療・福祉に貢献すること」である。以来、助産師教育の維持・向上を図り、発展に向けて組織的に取り組んできた内容を経年的に記載する。

#### (1) 助産師教育到達目標の設定

1975年に、社会の要請を鑑みて、助産師に要求される能力についての検討が行われた。これを踏まえ、1978年には助産師教育制度委員会が発足し、卒業時の教育到達目標を明確化し、目標に即したカリキュラムの検討を開始した。その過程において、助産師教育制度の確立こそ、助産師教育の改善や発展の鍵であることが明らかになった。また、本教育到達目標は、助産師教育全体が目指すべきものであることが確認された。

さらに1984年には、対人サービスの視点から、助産師の実践を、女性のライフステージ（思春期、成人期、更年期）、マタニティサイクル（妊娠期、分娩期、産褥期、乳児・幼児期）のそれぞれに分け、助産教育の達成目標をステージ別に提示し

た。次に助産師の理念を明文化した（表1）。この理念に基づき、助産学をA助産基礎領域（助産学の本質の理解）、B助産実践領域（助産学に関わる各論の理解）からなる学問体系として構造化した（表2）。

本検討における最大の課題は、この「助産学」の構築であった。上記の内容は1986年に誌上報告（看護教育, 27(13)）し、看護教育界及び社会全体に公表した。しかし、本教育到達目標は各教育機関の教育の自由を拘束するものではない。

その後、この助産学の構造とカリキュラムは、1990年保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、養成所指定規則と略す）の一部改正カリキュラムに全面的に組み込まれ、今日の助産師教育カリキュラムの基盤を成している。

#### (2) 助産師教育のコア内容とミニマム・リクワイアメンツ（minimum requirements）の策定

時代の趨勢により、看護教育の大学課程への移行が推進される中で、助産師教育の位置付けが問題化してきた。そこで、2002年に「助産師教育のコア」を検討し、2003年に会員校に意見を求めた。その結果、助産師教育のコアに掲げた教育内容は全て必要であるが、現行の助産師教育では修得範囲に限界があるという実態が明らかになった。その背景には、教育の期間・方法・資源・環境および教育者の能力など多様な要因が存在するが、助産課程修了者の能力保証は教育者の責務である。そこで、2004年・2005年の両年にわたり、助産師教育コア内容から助産師資格取得時のミニマム・リクワイアメンツを抽出し、会員校の合意を得た。ミニマム・リクワイアメンツの各項目を例示し、国家試験出題基準とも照合することで、教育内容の充実と適正化を図っている。なお、これらの項目は、2009年養成所指定規則、助産師

<sup>\*1</sup> Birth Attendant

<sup>\*2</sup> Mieko HIRASAWA 日本赤十字看護大学大学院国際保健助産学専攻

表1 助産師の理念

1. 全人的存在としての人間の性と生殖にかかわる生活の側面からの援助を通して、人間の健康に寄与する。
2. 対象の人間としての尊厳と個人の価値観、および対象者が自ら決定する権利を尊重する。
3. 助産師は妊産婦の個別性を認識し、その妊産婦に備わっている自然の機序を最大限に発揮するように援助する。
4. 妊娠、分娩、産褥は女性の人間形成にとって重要な時期であることを認識し、母子や家族を適切に援助し、家族の機能を強化する。
5. 助産学は、助産実践の科学的根拠であり人文、社会、自然科学を包括的に利用する。
6. 助産の実践は、助産過程を用いて展開される科学的接近法である。
7. 助産師は最新の知識、すぐれた技術を助産師の理念に基づいて提供する。
8. 助産師は、その責務として科学的探究を通じて助産学の理論構築および大系化を図る。
9. 母子保健サービスは、母子医療チーム全体の相互的チームワークにおいて最大の効果を発揮する。助産師はその中における自分の役割を遂行し、関連職種間の調整を図る。
10. 助産師はその責務において、政治、社会、経済に積極的に参与する。

表2 助産学の内容

- A 助産学基礎領域
1. 助産学概論
  2. 身体の構造と機能
    - 1) 生殖における身体のしくみ
    - 2) 生殖と心のしくみ
  3. 性と性行動
- B. 助産学実践領域
- 助産学各論Ⅰ
1. 生殖の過程と助産
    - 1) 妊娠
    - 2) 分娩
    - 3) 産褥
  2. 新生児、乳幼児の健康管理
    - 1) 新生児
    - 2) 乳幼児
  3. 性成熟サイクルにおける管理、ケア
    - 1) 思春期
    - 2) 成熟期
    - 3) 更年期
    - 4) 老年期
- 助産学各論Ⅱ
1. 母子保健管理
  2. 助産業務管理

\* 表1.2の内容は、1984年に全助協に報告し1986年に誌上報告した。

教育改正カリキュラムの「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」として反映されている。

### (3) 助産師教育の大学院課程への移行

このような経緯を経て、現在助産師教育は大学教育課程の中で推進されるようになった。さらに近年では、多様化・複雑化する教育内容に対応するため、大学院課程における助産師教育の検討が始まった。まず、2000年に大学院修士課程における助産師教育構想の試案と方向性が示された。続く2001年には、高度専門職業人として、時代の要請に対応し変革を起こせる助産師の養成に最低必要なカリキュラムが提示された。これに基づき、2004年には天使大学が助産専門職大学院を開設した。2010年現在、大学院修士課程で助産師教育を実施しているのは8大学院となっている。

## 2. 助産師教育の質向上に向けた全国助産師教育協議会の組織強化

### (1) 全国助産師教育協議会の法人格取得

全助協は任意団体として発足し、助産師教育の推進と質の向上と図ってきた。1980年からは、関連行政との対応を堅実にすることを目的に、法人化を目指してきた。組織強化のための諸整備と法制度との兼ね合いから、法人格の取得には時間を要したが、2009年8月に一般社団法人として認可された。一般社団法人としての全助協の目的

は「全国の助産師教育の向上と発展を図り、これにより女性・母子とその家族及び社会に貢献すること」である。さらに、公益目的事業として、1) 助産師教育の質の向上、2) 助産師教育の環境整備、3) 助産師教育関係者の研修事業、4) 助産師教育の評価・認定、5) 助産師教育機関相互の協力と連携、6) 国内外の関連団体との協力と連携、7) 女性・母子とその家族の健康と福祉に貢献するための社会活動、8) その他目的を達成するために必要な事業、の8項目を掲げて活動し、現在全助協総会承認の元に公益社団法人化に向け手続き中である。

#### (2) 助産師教育における認証評価制度

今日の高等教育界では認証評価（第三者評価）を受けることが一般化しているので、助産師教育においても、助産専門職大学院を皮切りに認証評

価を受けることが必定になるとされる。第三者評価は、従来の自己点検・自己評価に比べ、さらに多角的な視点から助産師教育を見つめ、教育者が学生に対する責務を果たす契機になるという重要な意義を持つ。

助産分野の認証評価の最初の例として、天使大学大学院助産研究科（専門職大学院設置基準）が、特定非営利活動法人日本助産評価機構により、2009年3月に「適合」の評価を得た。今後は、大学院（大学院設置基準 第3条に基づく修士課程）や、大学専攻科、大学、短期大学専攻科、専門学校も順次認証評価を受け、教育水準の維持と向上を図る必要がある。

\* 法改正に伴い2001年に助産婦が助産師に名称を変更したが、本記述では2001年以前も一括して助産師と表現した。